千早赤阪村マスコットキャラクター等の使用に関する要綱をここに公布する。

令和８年 11 月２日

千早赤阪村長　菊井　佳宏

千早赤阪村要綱第 50 号

千早赤阪村マスコットキャラクター等の使用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、千早赤阪村マスコットキャラクター及び愛称（以下「キャラクター等」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「キャラクター等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)　村が定めたマスコットキャラクターの基本デザイン（別図第１）及び村長が別に定めるその展開デザイン並びにその他村長が認めたデザイン

(2)　村が定めたマスコットキャラクターの愛称「ちはりん」の文字（別図第２）

（キャラクター等に関する権利）

第３条　キャラクター等に関する一切の権利は、村に属する。

（使用基準）

第４条　キャラクター等は、何人も使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)　法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2)　村の信用又は品位を害するものと認めるとき。

(3)　特定の個人、政党若しくは宗教団体の活動に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。

(4)　暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者が関与していると認められるとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認めるとき。

（使用申請）

第５条　キャラクター等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は千早赤阪村マスコットキャラクター等使用許可申請書（様式第１号）を村長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はそ

の限りでない。

(1)　村又は村職員が業務に関し使用するとき。

(2)　村内の学校等が教育の目的で使用するとき。

(3)　報道関係機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(4)　その他村長が適当と認めたとき。

（使用許可）

第６条　村長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは千早赤阪村マスコットキャラクター等使用許可通知書（様式第２号）により、使用を許可しないときは、千早赤阪村マスコットキャラクター等使用不許可通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　村長は、前項の規定により許可するにあたり、条件を付すことができる。

（使用料）

第７条　キャラクター等の使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第８条　キャラクター等を使用するにあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

(1)　許可を受けた使用内容により適正に使用すること。

(2)　キャラクター等のデザインを変更して使用しないこと。

(3)　キャラクター等を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(4)　キャラクター等の使用前に、当該使用に係る物件（以下「使用対象物件」という。）の完成見本を速やかに村長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(5)　作成した製作物等を商標登録しないこと。

（使用内容の変更）

第９条　使用許可を受けた者が、許可を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ千早赤阪村マスコットキャラクター等使用許可変更申請書（様式第４号）を村長に提出しなければならない。

（変更の許可）

第 10 条　村長は、前条の使用許可変更申請書の提出があったときは、その内容

を審査し、内容の変更を許可するときは、千早赤阪村マスコットキャラクター等変更使用許可通知書（様式第５号）により、内容の変更を許可しないときは、千早赤阪村マスコットキャラクター等変更使用不許可通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

２　村長は、前項の規定により許可するにあたり、条件を付すことができる。

（使用許可の取消し）

第 11 条　村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可を取り消すことができる。

(1)　本要綱に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(2)　虚偽の申請その他不正の手段により使用許可を受けたと認められるとき。

２　村長は、前項の規定によりキャラクター等の使用の許可を取り消したときは、千早赤阪村マスコットキャラクター等使用許可取消通知書（様式第７号）により使用者に通知するものとする。

３　前項の規定により使用許可を取り消された者（以下「許可取消者」という。）は、当該使用対象物件をいかなる場合であっても使用してはいけない。

４　村長は、許可取消者に対して使用対象物件の回収を求めることができる。

５　村は、第１項の規定による使用許可の取消しにより、使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用者の責務）

第 12 条　キャラクター等を使用した製作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

（損失補償等の責任）

第 13 条　村は、使用許可をしたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

２　使用者は、キャラクター等の使用に際して故意又は過失により村に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を村に賠償しなければならない。

（補則）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

千早赤阪村マスコットキャラクター等使用許可申請書

年　　月　　日

千早赤阪村長　様

申請者　住　　所
団 体 名
代 表 者

千早赤阪村マスコットキャラクター等を下記のとおり使用したいので千早赤阪村マスコットキャラクター等の使用に関する要綱第５条の規定により申請します。

記

使用デザイン番号	
使用デザイン色	□ カラー □ グレースケール
使用目的	□ 商品への利用 □ 商品以外への利用（広告、配布物等）
使用方法	
使用期間（予定）	□ 使用許可の日から　　年　　月　　日　まで □ 使用許可の日から　販売又は配布等の終了日　まで
製造等予定数	
有償又は無償の別	□ 有償（売価　　円 ） □ 無償
連絡先	（担当者） （電　話）
添付書類	（１）企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等） （２）その他参考になるもの

様式第２号（第６条関係）

千早赤阪村マスコットキャラクター等使用許可通知書

第　　号

年　　月　　日

住　所

団体名

代表者　　様

千早赤阪村長

年　　月　　日付けで申請のありました千早赤阪村マスコットキャラクター等の使用については、これを許可することと決定しましたので千早赤阪村マスコットキャラクター等の使用に関する要綱第６条の規定により通知します。

記

許可番号	第　　番
許 可 日	年　　月　　日
許可条件	（１）許可を受けた使用内容により適正に使用すること。 （２）キャラクター等のデザインを変更して使用しないこと。 （３）キャラクター等を第三者に譲渡又は転貸しないこと。 （４）キャラクター等の使用前に、当該使用に係る物件の完成見本を速やかに村長に提出すること。 （５）作成した製作物等を商標登録しないこと。 （６）使用許可を受けた内容について変更しようとするときは、千早赤阪村マスコットキャラクター等使用許可変更申請書（様式第４号）に必要な書類を添付の上提出し、許可を受けること。 （７）村は、使用許可をしたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。 （８）使用許可に際して故意又は過失により村に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を村に賠償すること。

様式第３号（第６条関係）

千早赤阪村マスコットキャラクター等使用不許可通知書

第　　号

年　　月　　日

住　所

団体名

代表者　　様

千早赤阪村長

年　　月　　日付けで申請のありました千早赤阪村マスコットキャラクター等の使用については、下記の理由によりこれを許可しないことと決定しましたので千早赤阪村マスコットキャラクター等の使用に関する要綱第６条の規定により通知します。

記

不許可の理由

様式第４号（第９条関係）

千早赤阪村マスコットキャラクター等使用許可変更申請書

年　　月　　日

千早赤阪村長　様

申請者　　住　所

団体名

代表者

次のとおり千早赤阪村マスコットキャラクター等の使用許可に係る内容を下記のとおり変更したいので千早赤阪村マスコットキャラクター等の使用に関する要綱第９条の規定により申請します。

記

許可番号	

変更項目	変更前	変更後

変更理由	

連絡先	（担当者） （電　話）

※添付資料（変更が確認できる資料等）

様式第５号（第 10 条関係）

千早赤阪村マスコットキャラクター等変更使用許可通知書

年　　月　　日

住　所

団体名

代表者　　様

千早赤阪村長

年　　月　　日付けで変更申請のありました千早赤阪村マスコットキャラクター等の使用内容の変更については、下記のとおり許可することと決定しましたので千早赤阪村マスコットキャラクター等の使用に関する要綱第 10 条第１項の規定により通知します。

記

変更項目	変更前	変更後

許可の条件	

様式第６号（第 10 条関係）

千早赤阪村マスコットキャラクター等変更使用不許可通知書

第　　号

年　　月　　日

住　所

団体名

代表者　　様

千早赤阪村長

年　　月　　日付けで申請のありました千早赤阪村マスコットキャラクター等の使用内容の変更については、下記の理由によりこれを許可しないことと決定しましたので千早赤阪村マスコットキャラクター等の使用に関する要綱第 10 条第１項の規定により通知します。

記

不許可の理由

様式第７号（第 11 条関係）

千早赤阪村マスコットキャラクター等使用許可取消通知書

第　　号

年　　月　　日

住　所

団体名

代表者　　様

千早赤阪村長

年　　月　　日付けで使用の許可を通知した千早赤阪村マスコットキャラクター等の使用については、下記の理由により許可を取消すこととしましたので千早赤阪村マスコットキャラクター等の使用に関する要綱第 11 条第２項の規定により通知します。

記

取消しの理由

別図第１（第２条関係）



別図第２（第２条関係）

ちはりん